

市有財産（物品）売買契約書

売扱人 五泉市 と買受人

とは、次の条項により市有財産（物品）売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売扱人買受人双方は、常に信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売扱人はその所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を買受人に売り渡すものとする。

物品の表示	形式・寸法	数量	備考

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、この契約と同時に契約保証金として金 円を売扱人に納付しなければならない。ただし、買受人が既に納付している入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 売扱人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

5 売扱人は、買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売扱人に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第5条 買受人は、第3条の売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円

を売扱人の発行する納入通知書により、売扱人が指定する日までに売扱人に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物品の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに売扱人から買受人に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第7条 売扱人は、売買代金の完納が確認できたときは、遅滞なく、売買物品を現状のまま買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、売買物品の引渡しを受けたときは、直ちに受領書を売扱人に提出するものとする。

（危険負担）

第8条 この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が売扱人の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 買受人は、この契約締結後、売買物品に種類、品質及び数量等に関する本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第 10 条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者であることが判明したとき。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 売扱人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

3 買受人は前 2 項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、売扱人に損害賠償を請求できない。

(買受人の原状回復義務)

第 11 条 買受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、売扱人の指定する日までに売買物品を原状に回復して売扱人に返還しなければならない。ただし、売扱人が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第 12 条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売扱人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売扱人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 買受人は、第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを売扱人に請求することができないものとする。

(返還金)

第 14 条 売扱人は、この契約を解除したときは、買受人が支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第 15 条 売扱人は、前条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第 12 条に定める損害賠償金を売扱人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約について定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売扱人と買受人が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関する訴訟については、売扱人の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、売扱人買受人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 住所 新潟県五泉市太田1094番地1
氏名 五泉市
五泉市長 田邊正幸 

買受人 住所

氏名 